

証券コード：4990
平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都目黒区下目黒2丁目23番18号
昭和化学工業株式会社
代表取締役社長 石 橋 健 藏

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都目黒区下目黒2丁目23番18号
目黒山手通ビル 8階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第89期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額
設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日は節電等の対応を行う場合がありますので、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席ください。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.showa-chemical.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、新興国経済の減速や、円高・株安の進行などにより、予断を許さない状況が続いております。

当業界におきましては、国内需要の伸び悩みなどにより、引き続き厳しい状況で推移しております。

このような経営環境の中、当社グループ（当社ならびに連結子会社及び持分法適用会社）におきましては、売上目標達成のため積極的な拡販活動を展開しました。その結果、売上高は78億76百万円（前期比4.2%増）となりました。

製品分野別では以下のような状況となりました。

濾過助剤分野は、主にビール類・清涼飲料水・甘味料・調味料などの食品工業、抗生物質などの製薬工業、油脂・合成繊維・酸化チタンなどの化学工業、ごみ焼却場などで使用される当社の主力製品群です。当連結会計年度におきましては、国内市場での売上が全般的に伸び悩む中、清涼飲料水向け製品及び海外市場での売上が増加しました。

建材・充填材分野は、主に住宅用建材や土木資材、シリコンゴムなどに使用される製品群です。当連結会計年度におきましては、住宅用建材向け製品の売上が減少したものの、各種充填材の売上が増加しました。

化成品分野は、主にプールや温浴施設及び浄化槽向けの塩素系消毒剤、産業排水向けの高活性微生物剤などの水処理関連製品群です。当連結会計年度におきましては、浄化槽向け塩素剤の売上が増加しました。

その他の製品は、主に珪藻土粒状品及びデオドラント製品や浴室関連機器などの生活関連用品、その他スポットで発生する製品群です。当連結会計年度におきましては、各種化学品及び海外向けの機器納入などが

売上に貢献しました。

一方、利益面におきましては、全社規模でのコスト削減や「持分法による投資利益」が増加したことなどにより、経常利益は5億59百万円(同98.4%増)、特別利益を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は5億60百万円(同308.6%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、1億67百万円（前期は5億12百万円）の設備投資を実施いたしました。その主な内容は珪藻土製品製造工場の改修等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、昭和化学工業株式会社におきまして第28回無担保社債（社債総額1億円）、第29回無担保社債（社債総額1億円）を発行いたしました。調達資金は運転資金に充当しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第86期 (平成25年3月期)	第87期 (平成26年3月期)	第88期 (平成27年3月期)	第89期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (百万円)	7,214	7,724	7,561	7,876
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	88	65	137	560
1株当たり当期純利益 (円)	8.51	6.36	13.23	54.04
総 資 産 (百万円)	10,107	10,576	10,984	10,721
純 資 産 (百万円)	2,801	3,084	3,380	3,715

② 当社の財産及び損益の状況

	第86期 (平成25年3月期)	第87期 (平成26年3月期)	第88期 (平成27年3月期)	第89期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (百万円)	6,740	7,140	6,902	7,055
当 期 純 利 益 (百万円)	70	77	59	279
1株当たり当期純利益 (円)	6.44	7.07	5.45	25.46
総 資 産 (百万円)	8,913	9,264	9,336	9,043
純 資 産 (百万円)	3,000	3,209	3,339	3,410

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
東興パーライト工業株式会社	250百万円	100.0	パーライト製品製造
白 山 工 業 株 式 会 社	50百万円	22.6 (71.2)	珪藻土製品製造
日 昭 株 式 会 社	10百万円	65.0 (35.0)	陸上運送
北京瑞来特貿易有限公司	80万US\$	100.0	珪藻土製品販売

(注) 「当社の議決権比率」の()内は、子会社及び緊密な者の所有割合で外数となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境は、雇用や所得環境の改善が続く中、国内景気は緩やかに回復することが見込まれます。一方で海外経済の不確実性の高まりや、金融資本市場の変動の影響など、今後も予断を許さない状況が続くと予想されます。

このような中、当社グループは、安定的に利益を確保し社会から評価される企業となるべく、次の課題に対処してまいります。

- ① 既存事業の深化と拡大
- ② 新規事業の構築と育成
- ③ 生産工程の見直し及び販売管理費の圧縮による収益性の向上
- ④ 将来の採掘鉱区の確保
- ⑤ 環境と安全に配慮した経営の推進
- ⑥ 人材の育成及び社内制度の改善

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

区 分	主要な製品名または使用用途
珪藻土製品の製造・販売	主な製品名“ラジオライト”使用用途は濾過助剤、建材・充填材など
パーライト製品の製造・販売	主な製品名“トブコ”使用用途は濾過助剤、建材・充填材など
化成品の販売	プール用塩素剤、温浴施設用塩素剤など
生活関連品の製造・販売	消臭剤“イオンダッシュ”、浴室関連機器など

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

昭和化学工業株式会社	本社	東京都目黒区下目黒2丁目23番18号
	支店	東京都目黒区、大阪市北区、名古屋市中村区、北九州市小倉北区
	工場	秋田県北秋田市、岡山県真庭市
東興パーライト工業株式会社 (子会社)	本社	東京都目黒区
	工場	栃木県芳賀郡
白山工業株式会社 (子会社)	本社	東京都目黒区
	工場	大分県玖珠郡
日昭株式会社 (子会社)	本社	東京都目黒区
	事業所	山形県鶴岡市

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
211（5）名	11名減（2名減）

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
135（1）名	9名減（3名減）	46.1歳	18.8年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株式会社 三 井 住 友 銀 行	775
株式会社 み ず ほ 銀 行	773
株式会社 北 陸 銀 行	445
株式会社 り そ な 銀 行	445
株式会社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	410

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,979,000株（自己株式985,798株を含む）
- ③ 株主数 1,534名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
シグマ株式会社	1,938	17.63
石 橋 俊 一 郎	1,145	10.42
公益財団法人 石橋奨学会	1,000	9.10
朝日生命保険相互会社	770	7.00
白山工業株式会社	486	4.42
株式会社三井住友銀行	420	3.82
石 橋 健 藏	357	3.25
株式会社みずほ銀行	331	3.01
東興パーライト工業株式会社	318	2.89
昭和化学工業取引先持株会	290	2.64

- （注） 1. 当社は、自己株式を985,798株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 上記の所有株式の他、平成28年3月31日現在の役員持株会での持分として、石橋健藏氏が13,401株を所有しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 石橋俊一郎氏は、平成27年12月28日に逝去されましたが、相続に伴う名義書換が未了のため、平成28年3月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏 名	会社における 地 位	担当及び重要な兼職の状況
石 橋 健 藏	取締役社長 (代表取締役)	東興パーライト工業株式会社 代表取締役 白山工業株式会社 代表取締役 日昭株式会社 代表取締役 オーベクス株式会社 社外取締役
田 子 薫	取 締 役	技術開発推進部部長
神 谷 宗之介	取 締 役	弁護士 (株式会社パンフィックネット 社外取締役) (株式会社日本デジタル研究所 社外監査役)
小 関 肇	監査役(常勤)	
波 光 史 成	監 査 役	公認会計士・税理士 (税理士法人青山トラスト 代表社員) (株式会社ビーロット 社外監査役)
谷 健太郎	監 査 役	弁護士 (菱電商事株式会社 社外監査役)

- (注) 1. 取締役 神谷宗之介氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 波光史成氏及び監査役 谷健太郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 波光史成氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役 波光史成氏及び監査役 谷健太郎氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定し届け出ております。

※ 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
堀 内 稔	平成27年6月26日	任期満了	取締役社長室室長 オーベクス株式会社 社外監査役
石 橋 俊 一 郎	平成27年12月28日	逝 去	代表取締役会長 東興パーライト工業株式会社 代表取締役 日昭株式会社 代表取締役

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

1. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額(百万円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5 (1)	65 (2)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	15 (5)
合 計	8	81

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日付で退任した取締役 堀内 稔氏、ならびに平成27年12月28日付で退任した代表取締役会長 石橋俊一郎氏を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 当社は、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止前までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

2. 当事業年度に支払った役員退職慰労金の総額

当事業年度中に支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。なお、以下金額には、平成27年12月28日、逝去により代表取締役会長を退任した石橋俊一郎氏に支払った分を含んでおります。

- ・取締役2名に対し、251百万円

③ 社外役員に関する事項

1. 取締役 神谷宗之介

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社パシフィックネットの社外取締役、ならびに株式会社日本デジタル研究所の社外監査役であります。なお、当社と株式会社パシフィックネット、及び株式会社日本デジタル研究所との間に取引等の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

平成27年6月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会全10回のうち9回に出席し、発言は都度適宜行われ、弁護士としての知見に基づき、特に法的な視点から適切な意見の表明がありました。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

2．監査役 波光史成

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

税理士法人青山トラストの代表社員であります。なお、当社と税理士法人青山トラストとの間に取引等の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ビーロットの社外監査役であります。なお、当社は株式会社ビーロットの株式を保有しておりますが、その割合は同社の発行済株式総数に対して0.1%程度であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。また、当該保有以外に当社と同社との間に取引等の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会全13回のうち12回、監査役会全13回のうち11回に出席し、発言は都度適宜行われ、公認会計士としての知見に基づき、特に会計的な視点から適切な意見の表明がありました。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

3．監査役 谷健太郎

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

菱電商事株式会社の社外監査役であります。なお、当社と菱電商事株式会社との間に取引等の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会全13回のうち11回に出席し、発言は都度適宜行われ、弁護士としての知見に基づき、特に法的な視点から適切な意見の表明がありました。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 八重洲監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額（百万円）
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款、経営理念を遵守した行動をとるための「経営計画書」を定めるとともに、「職務分掌規程」により職務範囲を明確にすることで、適正な事業活動を推進できる体制を整備しております。また、内部監査室の設置などコンプライアンスに係る各種取り組みを行い、社内啓蒙を積極推進しております。

さらに、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令上疑義のある行為等について、外部専門家による相談窓口を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書または電磁的媒体を関連資料とともに記録し、規定に基づき、整理及び保管しております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、当社グループの業務遂行に伴うリスク管理をするための「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会によるリスク抽出と分析、及びその対応策を検討することで適切にリスク管理を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会が決定した目標に対し、その進捗や成果を評価・協議するとともに、「決裁権限規程」に規定されている重要事項の審議・決定機関として経営会議を設置しております。当該会議には、担当取締役及び執行役員が出席し、適宜適切に運営されております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、連結経営を基軸に関係各社の強みを最大限に活用しつつ経営計画の効率的達成に尽力しております。また、グループ企業におけるコンプライアンスに係る各種取り組みは当社の体制に準拠しており、当社子会社の経営意思決定にかかる重要事項については、稟議手続を通じて当社に報告され、当社の取締役会において審議決裁が行われております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助する使用人を本社管理部門から選任することができるとしてしております。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し取締役等の指揮命令を受けないものとしております。また、選任された使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の承認を得なければならないものとし独立性を確保しております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、毎月開催の取締役会及びその他重要な会議に出席し、事業や取締役の職務執行状況等に係る報告を受けるとともに監視を行っております。また、前記に関わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し各種報告を求めることができるものとしております。なお、当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対し報告を行うことにしており、当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他重要会議に出席することで、適宜、取締役その他重要な使用人から職務の執行状況を聴取する他、関係資料を閲覧しております。同時に会計監査人、内部監査室等と定期的に協議するなど緊密性を保ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、その他監査上の重要課題等について意見や情報交換を行い、監査が適正に実施される体制を整備しております。

なお、監査役会は、監査の実施にあたり必要に応じて独自に外部専門家を起用することができる機会を保障されるものとしており、監査役が当社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力による不当要求に対し毅然とした態度を堅持し、当該勢力との一切の関係を持たないことを原則としております。

統括部署は総務企画部とし、平素より外部専門機関等から情報収集を行い、事案の発生時には関係行政機関や顧問弁護士等の助言をもとに速やかに対応できる体制を構築しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令、定款及び経営理念を遵守した行動をとるための「経営計画書」を定めるとともに、「職務分掌規程」により職務範囲を明確に定め、職務執行の適正化を推進しております。また、コンプライアンスに係る社内啓蒙を図るため、当事業年度におきましては、当社及び子会社の全ての常勤取締役、常勤監査役及び場所長を対象としたコンプライアンス研修を2回開催しました。

② 取締役の職務の執行

当事業年度における取締役会を13回開催し、法令・定款に定める事項の他、取締役会規則・決裁権限規程に定める重要な業務執行に関する事項などの審議、報告を行いました。また、業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役1名を選任しました。

③ 監査役の職務の執行

当事業年度における監査役会を13回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告などを行うとともに、取締役会や経営会議などの重要な会議体への出席により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。また、会計監査人及び内部監査室と連携し、当社及び子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性・有効性の確認を行いました。なお、監査役からその職務の執行について生ずる費用または債務償還の請求があった際は、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

④ リスク管理

当事業年度におけるリスク管理委員会を1回開催し、「リスク管理規程」に基づき、各部門でのリスク抽出とその対応策を検討し、適切なリスク管理を行いました。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,927,832	流 動 負 債	3,515,959
現 金 預 金	1,219,373	支 払 手 形	268,078
受 取 手 形	676,051	買 掛 金	582,174
売 掛 金	1,385,953	短 期 借 入 金	1,613,000
商 品 及 び 製 品	177,581	一年以内返済予定の長期借入金	436,052
仕 掛 品	240,824	一年以内償還予定の社債	260,000
原材料及び貯蔵品	104,473	リ ー ス 債 務	21,032
前 払 費 用	20,541	未 払 金	173,071
短 期 貸 付 金	55,000	未 払 費 用	22,699
未 収 入 金	41,371	未 払 法 人 税 等	90,531
繰 延 税 金 資 産	22,314	前 受 金	883
そ の 他	9,579	賞 与 引 当 金	36,404
貸 倒 引 当 金	△ 25,232	そ の 他	12,032
固 定 資 産	5,115,883	固 定 負 債	2,117,595
有 形 固 定 資 産	2,674,874	社 債	400,000
建 物	454,078	長 期 借 入 金	813,360
構 築 物	285,595	リ ー ス 債 務	77,411
機 械 装 置	766,985	繰 延 税 金 負 債	56,992
車 両 運 搬 具	1,497	退 職 給 付 引 当 金	678,398
工 具 器 具 備 品	7,942	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	17,406
土 地	548,459	そ の 他	74,026
原 料 用 地	488,914	負 債 合 計	5,633,555
リ ー ス 資 産	92,958	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	28,442	株 主 資 本	3,099,393
無 形 固 定 資 産	31,666	資 本 金	598,950
ソ フ ト ウ ェ ア	4,857	資 本 剰 余 金	586,803
リ ー ス 資 産	21,137	資 本 準 備 金	527,529
電 話 加 入 権	3,502	そ の 他 資 本 剰 余 金	59,273
施 設 利 用 権	2,168	利 益 剰 余 金	2,075,552
投 資 そ の 他 の 資 産	2,409,341	利 益 準 備 金	149,737
投 資 有 価 証 券	1,006,063	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,925,815
関 係 会 社 株 式	980,750	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	147,215
長 期 貸 付 金	150,680	特 別 償 却 準 備 金	137,610
更 生 債 権 等	27,891	別 途 積 立 金	1,000,000
長 期 前 払 費 用	116,118	繰 越 利 益 剰 余 金	640,989
そ の 他	240,636	自 己 株 式	△ 161,912
貸 倒 引 当 金	△ 112,800	評 価 ・ 換 算 差 額 等	310,765
資 産 合 計	9,043,715	そ の 他 有 価 証 券	310,765
		評 価 差 額 金	
		純 資 産 合 計	3,410,159
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,043,715

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,055,829
売 上 原 価		4,972,083
売 上 総 利 益		2,083,745
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,808,060
営 業 利 益		275,685
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	39,419	
そ の 他	157,433	196,852
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43,902	
そ の 他	64,523	108,426
経 常 利 益		364,111
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,526	
受 取 保 険 金	57,727	77,253
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,319	
子 会 社 株 式 評 価 損	66,824	
そ の 他	5,000	85,144
税 引 前 当 期 純 利 益		356,221
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	85,653	
法 人 税 等 調 整 額	△9,296	76,357
当 期 純 利 益		279,863

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株 資 合 主 本 計
		資 準 備 金	そ の 他 本 金 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
平成27年4月1日 残高	598,950	527,529	59,273	586,803	149,737	154,375	156,494	1,000,000	368,061	1,828,669	△161,802	2,852,620
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△ 32,980	△ 32,980		△ 32,980
特別償却準備金の取崩							△18,884		18,884	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 7,160			7,160	－		－
当期純利益									279,863	279,863		279,863
自己株式の取得										－	△ 110	△ 110
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△ 7,160	△18,884	－	272,927	246,883	△ 110	246,773
平成28年3月31日 残高	598,950	527,529	59,273	586,803	149,737	147,215	137,610	1,000,000	640,989	2,075,552	△161,912	3,099,393

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日 残高	486,505	486,505	3,339,126
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 32,980
特別償却準備金の取崩			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
当期純利益			279,863
自己株式の取得			△ 110
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△175,739	△175,739	△175,739
事業年度中の変動額合計	△175,739	△175,739	71,033
平成28年3月31日 残高	310,765	310,765	3,410,159

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引……………時価法

(3) たな卸資産

商品及び製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品、仕掛品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、土地のうち原料用地については生産高比例法を採用しております。

また、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電設備については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却法

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支払時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。なお、平成18年6月29日開催の株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため決算期末日における有効性の評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産		担保されている債務	
構築物	28,630千円	長期借入金	450,540千円
機械装置	217,805千円		
土地	13,539千円		
投資有価証券	364,466千円		
関係会社株式	81,776千円		

(注) 長期借入金には一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,087,757千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	142,301千円
長期金銭債権	78,250千円
短期金銭債務	313,862千円

III. 損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に基づく簿価切下げ額

売上原価	423千円
------	-------

2. 関係会社との取引

売上高	107,857千円
有償の原材料支給高	131,790千円
商品仕入高	1,009,229千円
その他の営業取引高	468,569千円
受取利息	2,960千円
受取配当金	8,270千円
その他の営業外取引高	34,460千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)	985,475	323	—	985,798
合計	985,475	323	—	985,798

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加323株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

賞与引当金否認額	11,234千円
減損損失累計額	115,979千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	42,326千円
退職給付引当金否認額	207,725千円
役員退職慰労引当金否認額	5,329千円
投資有価証券評価損	10,723千円
関係会社株式評価損	61,068千円
その他	18,701千円
繰延税金資産小計	473,088千円
評価性引当額	△239,605千円
繰延税金資産合計	233,482千円

(2) 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	65,067千円
特別償却準備金	60,961千円
その他有価証券評価差額金	142,131千円
繰延税金負債合計	268,160千円
繰延税金負債の純額	34,678千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成29年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は1,906千円減少し、法人税等調整額が6,077千円、固定資産圧縮積立金が3,584千円、特別償却準備金が3,256千円、その他有価証券評価差額金が7,983千円、それぞれ増加しております。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の 名 称	住 所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有割合 (被所有割合)	関 係 内 容		取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役 員 の 兼 任 等	事業上 の関係				
子会社	白山工業株式会社	東京都目黒区	50,000	珪藻土製品製造	直接 22.6%	3名	当社製品販売及び仕入	貸付金の回収	13,000	長期貸付金	78,250
								商品・材料仕入	539,224	支払手形	168,852
										買掛金	41,817

(注) 1. 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 子会社との各取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同等に決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 310円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 25円46銭 |

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,795,152	流 動 負 債	4,375,617
現 金 及 び 預 金	1,601,900	支払手形及び買掛金	915,766
受取手形及び売掛金	2,218,809	短 期 借 入 金	2,131,602
商 品 及 び 製 品	244,855	一年内返済予定の長期借入金	581,772
仕 掛 品	448,893	一年内償還予定の社債	280,000
原材料及び貯蔵品	154,785	リ ー ス 債 務	21,032
繰 延 税 金 資 産	49,154	未 払 法 人 税 等	101,964
そ の 他	82,612	賞 与 引 当 金	40,409
貸 倒 引 当 金	△ 5,859	そ の 他	303,070
固 定 資 産	5,926,544	固 定 負 債	2,630,304
有 形 固 定 資 産	3,176,554	社 債	410,000
建 物 及 び 構 築 物	933,467	長 期 借 入 金	1,151,450
機械装置及び運搬具	847,406	リ ー ス 債 務	77,411
土 地	722,822	役員退職慰労引当金	30,287
原 料 用 地	494,801	繰 延 税 金 負 債	96,340
リ ー ス 資 産	135,878	退職給付に係る負債	789,288
建 設 仮 勘 定	30,444	そ の 他	75,526
そ の 他	11,733	負 債 合 計	7,005,922
無 形 固 定 資 産	38,708	純 資 産 の 部	
の れ ん	276	株 主 資 本	3,228,617
リ ー ス 資 産	21,137	資 本 金	598,950
そ の 他	17,293	資 本 剰 余 金	629,650
投資その他の資産	2,711,281	利 益 剰 余 金	2,490,620
投 資 有 価 証 券	2,213,185	自 己 株 式	△ 490,603
長 期 貸 付 金	72,430	そ の 他 の 包 括	467,150
長 期 前 払 費 用	129,322	利 益 累 計 額	403,093
繰 延 税 金 資 産	117,629	そ の 他 有 価 証 券	403,093
そ の 他	291,905	評 価 差 額 金	△ 11,242
貸 倒 引 当 金	△ 113,192	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 11,242
資 産 合 計	10,721,696	為 替 換 算 調 整 勘 定	75,299
		非 支 配 株 主 持 分	20,006
		純 資 産 合 計	3,715,774
		負債及び純資産合計	10,721,696

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,876,875
売 上 原 価	5,414,448
売 上 総 利 益	2,462,426
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,072,742
営 業 利 益	389,684
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	34,935
持 分 法 投 資 利 益	100,411
そ の 他	158,266
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	59,224
そ の 他	64,577
経 常 利 益	559,495
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,526
受 取 保 険 金	97,727
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	19,865
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	14,971
弔 慰 金	10,000
そ の 他	628
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	671,014
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	110,891
法 人 税 等 調 整 額	△20,213
当 期 純 利 益	580,337
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	20,200
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	560,136

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日 残高	598,950	621,930	1,960,830	△505,793	2,675,917
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 30,346		△ 30,346
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			560,136		560,136
自 己 株 式 の 取 得				△ 110	△ 110
連結子会社所有の親会 社 株 式 の 処 分		△5,057		34,009	28,952
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		12,776		△ 18,709	△ 5,932
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	7,719	529,789	15,189	552,699
平成28年3月31日 残高	598,950	629,650	2,490,620	△490,603	3,228,617

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 金 差 額 金	為 替 換 算 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成27年4月1日 残高	599,814	△11,546	93,170	681,438	22,671	3,380,027
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△ 30,346
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						560,136
自 己 株 式 の 取 得						△ 110
連結子会社所有の親会 社 株 式 の 処 分						28,952
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△ 5,932
株主資本以外の項目の連結 会計期間中の変動額(純額)	△196,720	303	△17,871	△214,287	△2,664	△216,952
連結会計年度中の変動額合計	△196,720	303	△17,871	△214,287	△2,664	335,746
平成28年3月31日 残高	403,093	△11,242	75,299	467,150	20,006	3,715,774

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数…………… 4 社

連結子会社の名称	東興パーライト工業(株)
	白山工業(株)
	日昭(株)
	北京瑞来特貿易有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

綴子珪藻土(有)、(株)真庭の恵

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数…………… 2 社

持分法適用会社の名称	オーベクス(株)
	白山市長富遠通鉱業有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

綴子珪藻土(有)、(株)真庭の恵

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社 4 社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引……………時価法

- ③ たな卸資産
 商品及び製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 原材料及び貯蔵品、仕掛品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 当社及び国内連結子会社については以下の方法によっております。
 定率法
 ただし、土地のうち原料用地については生産高比例法を採用しております。また、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電設備については、定額法を採用しております。
 なお、在外連結子会社については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法
 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
 均等償却法
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
 社債発行費……………支払時に全額費用として処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、財務内容評価法により計上しております。
- ② 賞与引当金
 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、当社は平成18年6月29日開催の株主総会において、役員退職慰労引当金制度を廃止することを決議しました。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社等の期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているので連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。なお、金額が僅少なものについては、発生年度において一括償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これにより、当連結会計年度末の資本剰余金は12,776千円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産		担保されている債務	
現金及び預金	70,000千円	短期借入金	37,500千円
建物及び構築物	179,099千円	長期借入金	635,540千円
機械装置及び運搬具	217,805千円		
土地	98,395千円		
投資有価証券	868,199千円		
連結子会社の所有する親会社株式	236,856千円		
その他	14,493千円		

(注) 長期借入金には一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	5,813,764千円
3. 受取手形割引高	665千円

IV. 連結損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に基づく簿価切下げ額

売上原価	617千円
------	-------

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,979,000	—	—	11,979,000
合計	11,979,000	—	—	11,979,000
自己株式				
普通株式	1,622,008	37,962	74,000	1,585,970
合計	1,622,008	37,962	74,000	1,585,970

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加37,962株は、単元未満株式の買取りによる増加323株および連結子会社が所有する親会社株式の当社持分の変動による増加37,639株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少74,000株は、連結子会社所有の親会社株式を売却したことによります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	32,980	3	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普 通 株 式	利益剰余金	32,979	3	平成28年3月31日	平成28年6月30日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

単位：（千円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預金	1,601,900	1,601,900	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,218,809	2,218,809	—
(3) 投資有価証券(*2)	1,827,520	1,635,849	△191,671
(4) 支払手形及び買掛金	(915,766)	(915,766)	—
(5) 短期借入金（*3）	(2,131,602)	(2,131,602)	—
(6) 社債（*4）	(690,000)	(690,724)	724
(7) 長期借入金（*5）	(1,733,222)	(1,738,262)	5,040
(8) デリバティブ取引	—	—	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。

（*3）短期借入金につきましては、一年内返済予定の長期借入金581,772千円を除いて表示しております。

（*4）社債につきましては、一年内償還予定の社債280,000千円を含めて表示しております。

（*5）長期借入金につきましては、一年内返済予定の長期借入金581,772千円を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び預金、ならびに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、ならびに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、ならびに(7) 長期借入金

これらは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理対象とされており（下記(8) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7) 参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額385,664千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、神奈川県その他の地域において、主に賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

単位：（千円）

連結貸借対照表計上額	時価
420,923	662,130

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 355円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 54円04銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

昭和化学工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 原 田 一 雄 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 渡 邊 考 志 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

昭和化学工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 原 田 一 雄 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 渡 邊 考 志 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

昭和化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小 関 肇 ㊟

社外監査役 波 光 史 成 ㊟

社外監査役 谷 健太郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第89期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、32,979,606円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 昨今のインターネット普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> (公告の方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u> (公告の方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役の数</u>) 第20条 当社の取締役は9名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設) (新設)	第4章 取締役および取締役会 (<u>員数</u>) 第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は9名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u> (取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 (削除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日より3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この日を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議) 第26条 (現行どおり) 2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。 (取締役会規則) 第28条（条文省略） (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条（条文省略）	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。 (取締役会規則) 第29条（現行どおり） (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第31条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人 第<u>42</u>条～第<u>44</u>条（条文省略） 第 7 章 計算 第<u>45</u>条～第<u>47</u>条（条文省略） （新設）	第 6 章 会計監査人 第<u>36</u>条～第<u>38</u>条（現行どおり） 第 7 章 計算 第<u>39</u>条～第<u>41</u>条（現行どおり） 附則 第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置） <u>当社は、第89期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員は定款変更の効力発生
の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任
をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件
として効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであ
ります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	いし ばし けん ぞう 石 橋 健 藏 (昭和43年11月9日生)	平成12年6月 当社取締役経営企画室長 平成13年10月 同常務取締役生産部長 兼経営企画室長 平成15年3月 同代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 東興パーライト工業株式会社 代表取締役 白山工業株式会社 代表取締役 日昭株式会社 代表取締役 オーベクス株式会社 社外取締役	370,456株
2	た 子 かおる 田 子 薫 (昭和30年8月4日生)	平成21年12月 当社経営企画室長 平成22年7月 同経営企画室長 兼海外営業部担当部長 平成23年6月 同取締役経営企画室長 兼海外営業部担当部長 平成23年8月 同取締役経営企画室長 平成27年4月 同取締役技術開発推進部 部長(現任)	6,019株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社株式の数には役員持株会名義で所有する持分株式を含んでおります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたい
と存じます。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件
として効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	こ せき はじめ 小 関 肇 (昭和35年9月22日生)	昭和59年3月 当社入社 平成21年4月 当社内部監査室長 平成24年6月 当社常勤監査役(現任)	4,515株
2	は こう ふみ なり 波 光 史 成 (昭和44年9月5日生)	平成10年4月 公認会計士登録 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成23年6月 税理士法人青山トラスト 代表社員(現任) 平成23年9月 株式会社青山トラスト 会計社 取締役 (重要な兼職の状況) 税理士法人青山トラスト 代表社員 株式会社ビーロッド 社外監査役	3,341株
3	か み や そう の すけ 神 谷 宗之介 (昭和49年6月25日生)	平成8年11月 司法試験合格 平成11年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成17年1月 ニューヨーク州弁護士登録 平成19年1月 神谷法律事務所開設 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 神谷法律事務所 所長 株式会社パシフィックネット 社外取締役 株式会社日本デジタル研究所 社外監査役	381株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 波光史成氏及び神谷宗之介氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 波光史成氏を社外取締役候補者とした理由

波光史成氏は、公認会計士・税理士としての見識と経験を有し、企業会計の実務
に長年にわたり携わっていることに加え、他社での社外役員の経験を有しているこ
とから社外取締役としてその責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。な
お、同氏は、現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本定時

総会の終結の時をもって12年となります。

(2) 神谷宗之介氏を社外取締役候補者とした理由

神谷宗之介氏は、弁護士として培ってきた豊富な経験と専門知識、ならびに高い法令遵守の精神を有していることに加え、他社での社外役員の経験を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としてその責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。なお、同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

3. 当社は、波光史成氏及び神谷宗之介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は改めて独立役員として届け出る予定であります。
4. 所有する当社株式の数には役員持株会名義で所有する持分株式を含んでおります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこ
となる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願い
したいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件
として効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社株式の数
や な せ や す た か 梁 瀬 泰 孝 (昭 和 42 年 8 月 26 日 生)	平成21年3月 株式会社ショーファーサービス 代表取締役社長 (現任) 平成27年6月 株式会社ギガプライズ 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ショーファーサービス 代表取締役社長 株式会社ギガプライズ 代表取締役社長	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 梁瀬泰孝氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

梁瀬泰孝氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が経営者として豊富な経験を有していることから、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総
会決議に基づいて、年額240百万円以内とさせていただいております。

監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃し、新たに取締役（監査
等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、その報酬
等の額をこれまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情
を考慮し、改めて年額240百万円以内と定めることとさせていただきたいと
存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の
額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとい
たします。

現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第
3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行
した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となる予定で
あります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生すること
を条件として効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、改めて監査等委
員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内と定めることとさせてい
ただきたいと存じます。

なお、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決され、監査等委
員会設置会社へ移行した場合の監査等委員である取締役は3名となる予定
であります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件
として効力を生じるものといたします。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

昭和化学工業株式会社
東京都目黒区下目黒2丁目23番18号
〒153-0064 目黒山手通ビル
電話 (03) 3494-0491 番

